

市 営 住 宅 入居申込みのご案内



目 次

- I はじめに
- II 入居資格について
- III 収入月額の計算方法
- IV 村上市内に所在する公営住宅
- V 家賃について
- VI 駐車場使用料について
- VII 入居申込みについて
- VIII 入居申込みから入居までの手続

村上市役所 本 庁 都市計画課 建築住宅室

村上市役所 荒川支所 産業建設課 建設管理室

本 庁 舎 〒958-8501

村上市三之町 1 番 1 号

T E L : 0254-53-2111 (内線 5310)

F A X : 0254-53-3840

荒川支所 〒959-3192

村上市山口 444 番地

T E L : 0254-62-5273 (直通)

F A X : 0254-62-5272

市営住宅入居申込みのご案内

I はじめに

市営住宅は、住宅に困窮する一定基準以下の所得の方に賃貸する住宅ですので、申込みに際して、入居資格の審査があります。

市営住宅に入居を希望される方は、この案内を熟読され申込みをしてください。

※県営住宅に入居を希望される方については、入居資格等が市営住宅と異なり、単身での入居が可能な場合がありますが、基本的な部分は市営住宅と同様となります。

II 入居資格について

市営住宅に入居を申し込む方は、次の資格を全て満たす必要があります。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居者」といいます。）があること。
（内縁の関係にある方、婚約中の方も親族に含みます。）
【ただし、住宅の規格に応じて単身でも申込みができる場合があります。】
※親族でない人同士や家族を不自然に分割、合併した申込みはできません。

② 収入基準を超えないこと。

③ 現に住宅に困窮していること。
※持ち家がある方は申込みできません。共有名義で持分がある場合がありますので、ご注意ください。持ち家のある方でも、住宅困窮が明らかなことが証明出来る場合は申し出てください。

1 単身で入居申込みができる場合

(1) 単身入居資格について

次の条件のいずれかに該当する場合は、単身で入居申込みができます。

- ① 60歳以上の方

② 身体障害者手帳の所持者で障害の程度が1級から4級に該当する方

③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者で障害の程度が1級から3級に該当する方

④ 知的障害者手帳の所持者で③と同様の程度に相当する方

⑤ 戦傷病者手帳の所持者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症（同法別表第1号表ノ3の第1款症）までに該当する方

⑥ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

⑦ 生活保護法の被保護者

⑧ 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から5年を経過していない方

⑨ ハンセン病療養所入所者

⑩ 配偶者暴力被害者
（申込できる期限があります。）

⑪ 地震や火事等により被災された者

(2) 単身で入居申込みができる住宅

住宅の間取りが2LDK以下で、床面積が55㎡以下の住宅に限ります。

市内では、次の住宅が該当します。

区分	住 宅 名	号 数	戸 数	備 考
市営	上の山住宅	1-2～1-8	6戸	シルバーハウジング 単身用
	堤下住宅	2,4号棟	全戸	

2 収入基準について

公営住宅に入居申込みできる方の収入基準は次のとおりとなっています。

(収入月額の計算方法については、Ⅲ 収入月額の計算方法を参照してください。)

区 分	収 入 月 額
原 則 階 層	158,000円以下
裁 量 階 層	214,000円以下

(1) 裁量階層について

裁量階層とは、入居申込者が身体障害者である場合等で特に居住の安定を図る必要がある者として定められているもので、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 入居申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
- ② 入居申込者又は同居者に、身体障害者手帳の所持者で障害の程度が1級から4級に該当する方がいる場合
- ③ 入居申込者又は同居者に、精神障害者保健福祉手帳の所持者で障害の程度が1級から2級に該当する方がいる場合
- ④ 入居申込者又は同居者に、療育手帳の所持者で③と同様の程度に相当する方がいる場合
- ⑤ 入居申込者又は同居者に、戦傷病者手帳の所持者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症（同法別表第1号表ノ3の第1款症）までに該当する方がいる場合
- ⑥ 入居申込者又は同居者に、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる場合
- ⑦ 入居申込者又は同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から5年を経過していない方がいる場合
- ⑧ 入居申込者又は同居者に、ハンセン病療養所入所者がいる場合
- ⑨ 小学校就学前の子どものいる世帯
- ⑩ 災害により滅失した住宅に居住していた低所得者

(2) 原則階層について

原則階層とは、(1)の裁量階層に該当しない方で入居資格を有する方をいいます。

3 シルバーハウジング入居資格について

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）は高齢者に対応した機能を有する住宅で、入居するには次の条件に該当することが必要です。

- ① 60歳以上の単身世帯、60歳以上の夫婦世帯（夫婦の一方が60歳以上の者）又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯であること。
- ② 入居時において日常生活動作（歩行、食事、着替え、入浴、排泄、意思のそつう）が可能で自炊ができる程度に健康であること。
- ③ 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難であること。

4 住宅に困窮しているとは

住宅に困窮しているとは、次の事例のように、住宅に困っていることが明らかな場合をいいます。

- ① 住宅以外の建物に住んでいる
- ② 保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に住んでいる
- ③ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている
- ④ 住宅がないために親族と同居できない
- ⑤ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上などの観点において不適当な居住状態にある
- ⑥ 自己の責任による理由を除き、正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない
- ⑦ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている
- ⑧ 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている

注意 持家がある方（共有名義を含む）は、住宅に困窮しているとは言えないため申込みできません。

III 収入月額の計算方法

公営住宅法でいう「収入月額」とは、入居申込者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した「**所得金額**」（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、市が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とします。）の合計から「**控除額**」を差し引いた額を12で除した額をいいます。

$$\text{収入月額} = (\text{所得金額} - \text{控除額}) \div 12$$

1 所得金額について

「**所得金額**」は、入居申込者及び同居者の前年中（1月から12月まで）の①給与所得②事業所得③利子所得④配当所得⑤不動産所得⑥山林所得⑦雑所得の合計額となります。（市町村長の発行する**所得証明書**若しくは課税証明書の**所得額**（給与収入であれば、源泉徴収票の**給与所得控除後の金額**）となります。）前年及び今年になって、中途採用・退職等をした場合は、新しい勤め先の給与等支払額や退職後の年金等を基に、過去1年間の「**所得金額**」を算出します。

2 控除額について

「控除額」については、次の区分による金額の合計となります。

控 除 名	説 明 及 び 控 除 額
① 給与所得者等控除	入居申込者又は同居者のうち給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方1人につき→ 10万円 (その方の所得金額が10万円未満の場合は、その額)
② 同居者控除	入居申込者以外の同居者1人につき→ 38万円
③ 同居外扶養親族控除	同居者以外の控除対象配偶者及び同居者以外の扶養親族1人につき→ 38万円
④ 同一生計配偶者控除 ・老人扶養親族控除	同一生計配偶者のうち年齢が70歳以上の者及び扶養親族のうち年齢が70歳以上の者1人につき→ 10万円
⑤ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢が16歳以上23歳未満の者1人につき→ 25万円
⑥ 特別障害者控除	入居申込者又は同居者で、以下のアからエのいずれかに該当する方1人につき→ 40万円 ア 重度の知的障害者 イ 身体障害者手帳の等級が1・2級である方 ウ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である方 エ その他アからウと同程度の障害を有する方
⑦ 障害者控除	入居申込者又は同居者（⑥に該当する方を除く）で、以下のアからエのいずれかに該当する方1人につき→ 27万円 ア 中軽度の知的障害者 イ 身体障害者手帳の所持者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の所持者 エ その他アからウと同程度の障害を有する方
⑧ ひとり親控除	入居申込者又は同居者のうち、婚姻をしていない又は配偶者が生死不明で、合計所得金額が500万円以下であり、子（同一生計、所得48万円以下）がいる方1人につき→ 35万円 (その方の所得金額が35万円未満の場合は、その額)
⑨ 寡婦控除	入居申込者又は同居者のうち、⑧のひとり親に該当せず、以下のア、イのいずれかに該当する方 ア 夫と離婚した後再婚していない方等で、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族がいる方 イ 夫と死別した後再婚していない方等で、合計所得金額が500万円以下の方 1人につき→ 27万円 (その方の所得金額が27万円未満の場合は、その額)

※**扶養親族**とは、入居申込者又は同居者の親族並びに児童福祉法に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法の規定する養護受託者に委託された老人で、入居申込者又は同居者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

※**⑧ひとり親控除**と**⑨寡婦控除**については、事実婚の方は対象外となります。

3 収入基準の年収換算表

収入基準を所得のある方が1人として**年間総収入金額**（税込み総収入）に換算すると収入の区分に応じて概ね次のとおりとなります。（入居申込者及び同居者に2人以上の所得者がいる場合や、同居者控除及び同居外扶養親族控除以外の控除対象となる場合は、次表の金額と異なってきますのでご注意ください。）

●給与所得者の場合（源泉徴収票の支払金額です。）

（単位：円）

	区分	同居者及び同居外の扶養親族数（入居申込者を除く）					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
年間 収入	原則	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	階層	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	裁量	3,883,999	4,363,999	4,835,000	5,311,999	5,787,999	6,263,999
	階層	以下	以下	以下	以下	以下	以下

●年金所得者の場合（源泉徴収票の支払金額です。）

《65歳未満》

	区分	同居者及び同居外の扶養親族数（入居申込者を除く）			
		0人	1人	2人	3人
年間 収入	原則	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308
	階層	以下	以下	以下	以下
	裁量	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896
	階層	以下	以下	以下	以下

《65歳以上》

	区分	同居者及び同居外の扶養親族数（入居申込者を除く）			
		0人	1人	2人	3人
年間 収入	原則	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308
	階層	以下	以下	以下	以下
	裁量	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896
	階層	以下	以下	以下	以下

●事業所得者の場合（確定申告書の所得金額です。）

	区分	同居者及び同居外の扶養親族数（入居申込者を除く）					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
年間 所得	原則	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	階層	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	裁量	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
	階層	以下	以下	以下	以下	以下	以下

★実際に収入月額を計算してみましょう。

合計所得額の算出

氏 名	年 間 所 得 額
	円
	円
	円
合 計	① 円

控除額の算出

控 除 名	控 除 額
給与所得者等控除	10万円×()人＝ 万円 (その方の所得金額が10万円未満の場合は、その額)
同居者控除	38万円×()人＝ 万円
同居外扶養親族控除	38万円×()人＝ 万円
同一生計配偶者控除 ・老人扶養親族控除	10万円×()人＝ 万円
特定扶養親族控除	25万円×()人＝ 万円
特別障害者控除	40万円×()人＝ 万円
障害者控除	27万円×()人＝ 万円
ひとり親控除	35万円×()人＝ 万円 (その方の所得金額が35万円未満の場合は、その額)
寡婦控除	27万円×()人＝ 万円 (その方の所得金額が27万円未満の場合は、その額)
合 計	② 万円

収入月額の算出

収入月額＝(①－②)÷12

＝(① 円－② 円)÷12

＝ 円

IV 村上市内に所在する公営住宅

市内に所在する公営住宅は次のとおりです。位置は、案内図を参照してください。

区分	所在地	住宅名	構造	戸数	間取	竣工年	備 考
市 営	上の山	上の山住宅	中耐 3	38	2LDK	H12. H14	
				6	2DK	H12	シルバーハウジング 単身用
				6	2LDK	H12. H14	シルバーハウジング 夫婦用
	若葉町	希望ヶ丘住宅	中耐 4	16	3DK	S56	
	堤下	堤下住宅	中耐 5	50	3DK	S50. S52	
県 営	上の山	上の山住宅	中耐 3	30	3LDK	H8. H10	
				14	2LDK	H8	
				6	1LDK	H10	
	南町一丁目	南町住宅	中耐 5	100	3DK	S50～52	
	若葉町	希望ヶ丘住宅	中耐 4	24	3LDK	S56	
	堤下	堤下住宅	中耐 5	50	3DK	S50. S51	

※ 村上地区の中川原住宅と荒川地区の坂町住宅及び前坪住宅は、新規入居の申込みは受け付けておりません。

V 家賃について

公営住宅の家賃は、公営住宅法、新潟県営住宅条例及び村上市営住宅条例等の関係法令により、入居申込者及び同居者の収入月額、公営住宅の立地条件、規模、建築後の経過年数等の便益に応じて、毎年度、個々に算定されます。

収入月額別、住宅別の家賃は、別紙「村上市内の市営・県営住宅家賃一覧表」をご覧ください。

VI 駐車場使用料について

すべての住宅には、1世帯1台分の駐車場が整備されています。駐車場を使用する場合は、家賃とは別に下記の表による駐車場使用料をお支払いいただきます。

区分	住 宅 名	使用料	備 考
市 営	上の山住宅	1,900 円	
	希望ヶ丘住宅	2,700 円	
	堤下住宅	—	住戸別に指定無し
県 営	上の山住宅	1,900 円	
	南町住宅	3,200 円	
	希望ヶ丘住宅	2,700 円	
	堤下住宅	—	住戸別に指定無し

VII 入居申込みについて

村上市では、少しでも入居申込者の便宜を図るため、入居申込みを随時に受付けています。また、入居を選考する場合は、申込み順ではなく、現在の住宅の困窮度等により書類審査を行い、入居を決定しています。

万一、入居選考に漏れたとしても、入居申込受付後概ね1年間は、入居を希望する住宅に入居可能な住戸が生じた場合に再度、入居の選考を行います。

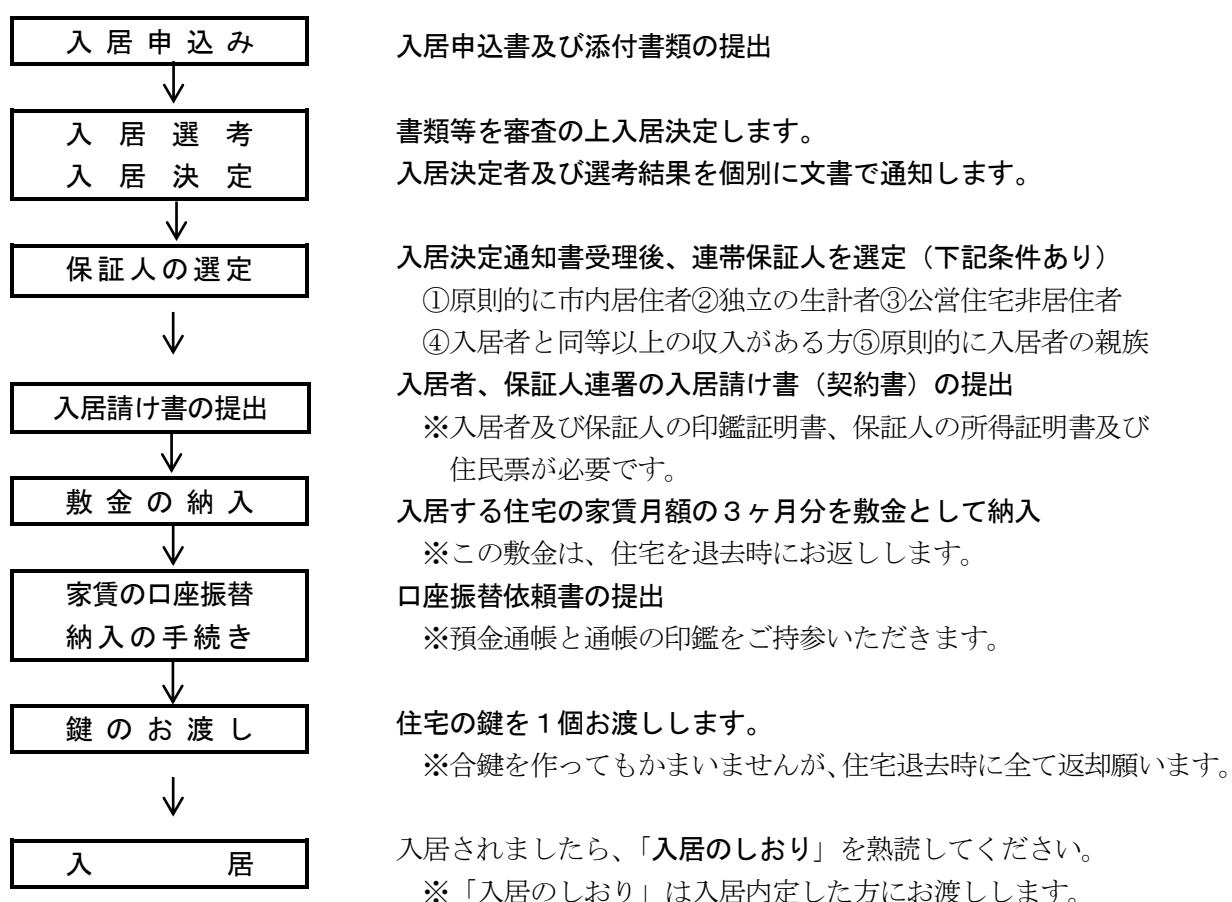
このため、市営・県営住宅入居申込書の記入については、本案内及び別記「市営・県営住宅入居申込書記入のしかた」をよくお読みになり、不備のないように記入し提出してください。

※ 入居申込書に虚偽の記載がある場合は、入居決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

※ 申込書提出後、申込み内容に変更が生じた場合は至急届け出てください。

VIII 入居申込みから入居までの手続

公営住宅入居申込みから入居するまでの手続の概要は次のとおりです。



※入居者が住宅を退去するときは、畳の表替え、障子・襖の貼替えを行っていただきます。（汚れていなくても必要です）入居する住宅によっては枚数が多く費用が多くなる場合がありますのでご承知おきください。

市営・県営住宅入居申込書記入のしかた

記入について

- 1 **申込住宅欄**は、入居を希望する住宅名を丸で囲ってください。
希望する住宅が複数ある場合は、希望順の番号（①、②…）を記入してください。
- 2 **勤務先名・所在地欄**は、現在お勤めの会社名及び住所を記入してください。
- 3 **年間所得額欄**は、前年又は入居申込み前月までの1年間の**所得金額**を記入してください。
(住宅に入居する方すべてが対象です。)。
ただし、申込時において職場を離職又は退職し、現在無収入（失業保険受給を含む）であり、かつ、今後も就職する予定のない場合は0円と記入してください。(離職証明書が必要です)。
また、就職して1年未満の場合で、源泉徴収票が発行されない場合は、就職中の会社等から就職した月から入居申込み前月（1ヶ月単位：端数月は含まず）までの「給与等支払証明書」を提出してもらいその支払額の合計を記入してください。

※**所得金額**とは、給与収入の場合、収入額（税込み総支給額）から算出される所得金額です。
(源泉徴収票の中では、「給与所得控除後の金額欄」がそれにあたります。) 所得金額が不明の場合は、「収入〇〇円」と記入してください。

- 4 **控除名欄**は、次の表により記入し、下段の（ ）内に控除額の合計額を記入してください。

控除名	説 明	控 除 額
給与等	給与所得者等控除対象者	1人につき10万円 (該当者の所得金額が10万円未満の場合はその額)
同居	入居申込者（申請者）以外の同居者	1人につき38万円
同居外	同居者以外の同一生計配偶者及び扶養親族	1人につき38万円
老人	老人扶養親族控除及び同一生計配偶者控除の対象者（70歳以上の方）	1人につき10万円
特定	特定扶養親族対象者（16歳以上23歳未満の方）	1人につき25万円
特障	特別障害者控除対象者	1人につき40万円
障害	障害者控除対象者	1人につき27万円
ひとり親	ひとり親控除対象者	1人につき35万円 (該当者の所得金額が35万円未満の場合はその額)
寡婦	寡婦控除対象者	1人につき27万円 (該当者の所得金額が27万円未満の場合はその額)

- 5 **同居親族又は同居しようとする親族欄**は、婚姻はしていなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある方や婚約者も含みます。
- 6 **同居外扶養親族等欄**は、住宅に入居しない方で控除対象者となる配偶者や扶養親族がいる場合に記入してください。
- 7 **住宅の困窮状況及び現在の居住状況欄**は、該当する番号や項目に○を付け、数字等を記入してください。

8 **暴力団員ではないことの確認欄**は、該当する場合は レ を記入してください。

9 **優先入居欄**は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 世 帯
引揚者	海外からの引揚者
中国残留邦人	中国残留邦人とその親族のうち法律で定める者
母子・父子	配偶者のない者で 20 歳未満の子を扶養している者
老人	60 歳以上の者（配偶者以外の同居者で 18 歳以上 60 歳未満の方がいる場合を除く）
心身障害者	入居申込者又は同居者が、以下のアからオのいずれかに該当する者 ア 戦傷病者手帳の交付を受けた者で、規則で定める程度の障害があるもの イ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている場合 ウ 1 級から 4 級の身体障害者手帳を保持している場合 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する場合 オ エと同程度の障害を有する知的障害者 カ ハンセン病療養所入所者がいる場合
多子	18 歳未満の同居者が 3 人以上ある者
公共的事業	公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者
帰国被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律で定める者
配偶者暴力被害	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める者で、保護年月日等より 5 年を経過していない者
犯罪被害者等	犯罪被害者保護法に定める者で、以下のア、イのいずれかに該当する者 ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となった場合 イ 犯罪等により当該住居に居住することが困難となった場合
シックハウス症候群患者	入居申込者又は同居者が、住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であり、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが健康上適切である者

10 **単身入居欄**は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 者
60 歳以上	60 歳以上の方
身体障害者	1 級から 4 級の身体障害者手帳を保持している場合
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 3 級に該当する場合
知的障害者	上記と同程度に相当する場合
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する方
原爆被爆者	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
生活保護	生活保護法の被保護者
引揚者	海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から 5 年を経過していない方
ハンセン病	ハンセン病療養所入所者がいる方
配偶者暴力被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に定める者で、保護年月日等より 5 年を経過していない者
被災者	地震や火事等により被災された者

- 11 **裁量階層欄**は、条例第6条第1項第2号ア又はイに該当する世帯は、次の表から該当事項を（ ）内に記入してください。

該当事項	対 象 世 帯
60歳以上のみ	入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
未就学児童あり	小学校就学前の子どものいる世帯
身体障害者	入居申込者又は同居者が1級から4級の身体障害者手帳を保持している場合
精神障害者	入居申込者又は同居者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する場合
知的障害者	上記と同程度に相当する場合
戦傷病者	入居申込者又は同居者が戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する場合
原爆被爆者	入居申込者又は同居者が原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている場合
引揚者	入居申込者又は同居者が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から5年を経過していない場合
ハンセン病	入居申込者又は同居者にハンセン病療養所入所者がいる場合
被災者	入居申込者又は同居者が地震や火事等により被災された者

- 12 **裏面の住宅困窮の状況の詳細欄**は、重要事項ですので、ありのままに、かつ、具体的に記入してください。なお、欄が不足の場合は、下部余白か別紙に記述し、添付してもかまいません。

添付書類について

入居申込書を提出する際に、個人番号（マイナンバー）を確認しますので個人番号カード若しくは（通知カード＋運転免許証など）を持参してください。下記の★マークの添付書類を省略することができます。

- ★**住民票の写し**（入居申込者及び同居者全員のもの）
- 収入を証する書類**
 - ★**所得証明書**（市町村が発行するもので、発行できる最新のものを添付してください。）
 - ※所得の有無を問わず幼児や学生以外の同居者全員の方の所得証明書が必要です。
 - 付属書類
 - 源泉徴収票、確定申告書の控え、市町村税・県民税申告書の控え
 - ※所得証明書が前々年分の発行の場合は上記いずれかを添付してください。
 - 勤務先が発行する給与等支払証明書（就職月から入居申込み前月まで分：端数月含まず）
 - ※就職後1年未満の場合は、必要です。
 - 必要に応じ提出するもの**
 - 地方税情報取得同意書（1月1日現在の住所が市外の場合）
 - 戸籍謄本（母子・父子家庭の場合 ※非婚の場合は本人の戸籍全部事項証明書）
 - 裁判所発行の事件係属証明書、弁護士発行の証明書等（離婚を前提として申込みをする場合）
 - 婚約証明書（婚約中の場合）
 - 退職証明書（職場を退職し、その後就職の予定のない場合）
 - ★**障害者手帳の写し**
 - 立退要求書（立ち退きの要求がある場合）
 - 自活状況申立書（シルバーハウジング入居希望者）
 - ★**被保護者証明書**（生活保護法の被保護者の場合）
 - その他、市長が必要と認める書類

(記載例：表)

様式第1号(第3条関係)

公営住宅入居申込書

令和 4年 4月 1日

(宛先)村上市長

記入例

申込者 郵便番号 958-8501

住所 村上市三之町1番1号

氏名 村上太郎

電話番号 自宅 53-2111 (090-1234-)

勤務先 53-3840

勤務地の名称と所在地を記入してください。

入居を希望する住宅に○をつけてください。

「記入のしかた」の3を参考に記入してください。

「記入のしかた」の4を参考に記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

★印：「記入のしかた」の9から11を参考に記入してください。

ここは記入不要です。

現在住んでいる住宅について記入してください。

申込住宅	市営住宅	中川原・希望ヶ丘・上の山・堤下	県営住宅	南町・希望ヶ丘・上の山・堤下	特定目的等		
★優先入居 該当事項	1 引揚者 7 公共の事業	2 中国残留邦人 8 帰国被害者等	3 母子・父子 9 配偶者暴力被害等	4 老人 10 犯罪被害者等	5 心身障害者 11 ショックハウス症候群患者		
続柄	個人番号 氏名		生年月日 (年齢)	職業	勤務先 所在地	年間所得額(円)	控除名 (控除額 円)
本人	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 村上太郎		S47・10・1 (49歳)	会社員	株いよびや工業 村上市〇〇町1-1	3,216,000	給与 (100,000)
同居 親族 又 同居 する 親族 は	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 村上花子		S48・11・1 (48歳)	パート	スーパー村上 村上市〇〇町12-3	387,600	給与・同居 (480,000)
子	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 村上一郎		H16・12・1 (17歳)	高校生	県立村上高校	0	同居・特定 (630,000)
子	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 村上鮎子		H20・1・1 (14歳)	中学生	村上第一中学校	0	同居・障害 (650,000)
扶 養 親 族 等 外			()歳		住所		()
			()歳		住所		()
★単身入居 該当事項	1 60歳以上 7 生活保護	2 身体障害者 ()級	3 精神障害者 ()級	4 知的障害者	5 戦傷病者 ()症	6	
住宅の困窮状況	1 住宅以外の建物等又は危険な若しくは不衛生な住宅に居住している。 2 他の世帯と同居して不便であるか、住宅がないため親族と同居することができない。 3 世帯構成に比べて住宅が著しく狭い。 4 自己の責めによらず立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。 5 住宅がないために遠隔地通勤をしている。 6 収入に比べ著しく過大な家賃の支払をしている。 7 その他()			現在の居住状況 1 住宅の種類 持家・借家 アパート・間借・家 その他() 2 住宅の規模 居室数 3 室 畳数 6・8・8 畳 3 家賃月額 50,000 円 4 世帯人員 4 人			
暴力団員ではないことの確認 該当する場合は、□にレ印を記入してください。 ✓ 申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)は、暴力団員ではありません。							
★条例第6条第1項 第2号ア又はイ 該当事項	1 60歳以上のみ 6 戦傷病者 ()症	2 未就学児童あり	3 身体障害者 ()級 2 級	4 精神障害者 ()級	5 知的障害者	6	
※・同居親族要件・住宅困窮要件・収入基準 収入月額(所得額) - 控除額 / 12 = 円 判定 適・不適							

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 「優先入居該当事項」欄、「単身入居該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 裏面も記入してください。
添付書類：1. 住民票の写し 2. 住宅困窮を証する書類 3. 市長が指定する期間に係る収入額を証する書類 4. 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類 5. 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ、第2項又は第3項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

記入にあたっては次の参考例（あくまでも参考です。）を参考に具体的に記述してください。

*……の理由で○月○日まで住宅を明け渡さなければならない。
*家庭内の……の理由で、同居することが困難である。
*家族数が増えたことにより、現在の住宅では生活に支障をきたしている。
(具体的な支障の内容)

*収入に比べ、家賃が高く、支払うことができない。
*……の理由で希望する地域に民間アパートの空きがない。 など